

【建築基準法第43条第2項第2号許可事前協議に必要な書類】

次の書類を作成し、1部を提出してください。

0) 事前協議書

1) 許可申請書

2) 許可申請の手続き等を委任される場合は、委任状

3) 付近見取図〔1／2500〕

【主な記載事項】

- ・縮尺、方位、目標となる地物
- ・43条2項2号許可を受けようとする空地、道又は通路の区域及びその規模又は現況幅員と延長

4) 配置図

【主な記載事項】

- ・縮尺、方位、敷地境界線、敷地内の建築物の位置及び用途
- ・空地の種類に応じ、その区域と規模、現況幅員又は構造
- ・空地等と敷地の関係

5) 敷地断面図

6) 各階平面図

7) 2面以上の立面図

8) 主要断面図

9) 上水、ガスの供給経路図及び雨水、污水排水の処理経路図

10) 空地等の種類、規模又は現況幅員及び空地等の管理者等が明らかとなる図書

【次のうちから必要なものを添付してください】

- ・当該空地の現況図 ・境界明示 ・地籍図（公図の写し）
- ・登記(全部)事項証明書 など

11) 空地等の管理者等の承諾等に関する書面

【次のうちから必要なものを添付してください】

- ・当該空地等の管理者等との事前調整報告書 ・都市公園法に基づく設置許可
- ・河川法に基づく占用許可 ・法定外公共物の工事許可
- ・地目が公衆用道路とされた登記(全部)事項証明書
- ・当該空地等の管理者等が発行する承諾書等
- ・当該空地に関する合意書等 など

12) 日影規制の対象となる建築物にあつては、日影図等

13) 現況のわかる写真

14) その他に必要な図書の添付を求める場合があります。

【建築基準法第43条第2項第2号許可申請に必要な書類】

次の書類を作成添付し、正本1部、副本2部の計3部を提出してください。

- 1) 許可申請書
- 2) 許可申請の手続き等を委任される場合は、委任状
- 3) 付近見取図〔1／2500〕
【主な記載事項】
 - ・縮尺、方位、目標となる地物
 - ・43条2項2号許可を受けようとする空地、道又は通路の区域及びその規模又は現況幅員と延長
- 4) 配置図
【主な記載事項】
 - ・縮尺、方位、敷地境界線、敷地内の建築物の位置及び用途
 - ・空地の種類に応じ、その区域と規模、現況幅員又は構造
 - ・空地等と敷地の関係
- 5) 敷地断面図
- 6) 各階平面図
- 7) 2面以上の立面図
- 8) 主要断面図
- 9) 上水、ガスの供給経路図及び雨水、污水排水の処理経路図
- 10) 空地等の種類、規模又は現況幅員及び空地等の管理者等が明らかとなる図書
【次のうちから必要なものを添付してください】
 - ・当該空地の現況図 ・境界明示 ・地籍図（公図の写し）※原本
 - ・登記(全部)事項証明書※原本 など
- 11) 空地等の管理者等の承諾等に関する書面
【次のうちから必要なものを添付してください】
 - ・当該空地等の管理者等との事前調整報告書 ・都市公園法に基づく設置許可
 - ・河川法に基づく占用許可 ・法定外公共物の工事許可
 - ・地目が公衆用道路とされた登記(全部)事項証明書
 - ・当該空地等の管理者等が発行する承諾書等
 - ・当該空地に関する合意書等 など
- 12) 日影規制の対象となる建築物にあつては、日影図等
- 13) その他に必要な図書の添付を求める場合があります。

※ 別途、必要に応じて樺原市建築審査会付議用の資料を提出して頂く場合があります。